**沖縄県立八重山病院**

**医業未収金回収業務委託仕様書（案）**

1. **業務名**

沖縄県立八重山病院　医業未収金回収業務

**２．業務委託の目的**

沖縄県立八重山病院（以下、「当院」という。）においては、診療費の患者　　　負担に係る医業未収金の縮減に向けて、会計又は退院時精算の徹底及び電話、文書による督促に加え、訪問督促等の発生防止対策及び回収業務に努めているところである。しかし、医業未収金については当院の運営に支障を及ぼす問題となっており、医業未収金に関する対策強化は喫緊の課題となっている。

これらの背景より、医業未収金等回収業務について、民間事業者のノウハウ及び実績を活用し、円滑かつ効率的な債権回収を行い、医業未収金の縮減を図る事を目的とし、一般競争入札により当該事業を委託するものである。

**３．業務委託期間**

　　　契約締結日から令和５年３月３１日まで

1. **委託する債権**

委託予定とする債権件数及び総額について、下記のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 債権名称 | 債務者数 | 債権数 | 委託対象金額 |
| 医業未収金 | 822人 | 2,052件 | 82,873,255円 |

　　　※上記委託債権数・委託対象金額については令和４年３月時点のものであり、当院と委託請負事業者間の協議のうえ増減することがある。

　　　※内容及び詳細については契約締結時において別途「委託未収金一覧表」にて示す。

**５．業務委託内容**

委託する業務は、弁護士法第７２条に抵触しない範囲で下記の業務を実施するものとする。なお、これらの全部若しくは一部を再委託することはできないものとする。当院より契約締結時に提出した「委託未収金一覧表」により特定された医業未収金について、下記の業務を実施するものとする。

（１）委託債権の回収に係る業務

* + 1. 債務者（滞納者及び連帯保証人をいう。以下、同じ）への支払案内及び相談業務

債務者へ電話連絡、文書通知による支払い案内を行うと共に、債務者の返済能力に応じた分割納付といった支払方法の相談業務を行うものとする。（毎月400件以上）

　　　　　　　なお、当業務を行うに当たり、委託した債権の全て（債務者の居所等の調査を行ったにも関わらず居所不明のものを除く。）に対して行うものとする。

* + 1. 債務者の死亡時における相続人調査及び相続人への支払案内及び相談業務

　　　　　　　相続人調査を行うと共に、相続人へ債務者の債務に関する電話連絡、文書通知による支払い案内を行い、相続人の返済能力に応じた分割納付といった支払方法の相談業務を行うものとする。

* + 1. 債務者の居所等の調査

居所が明らかでない債務者については、居所等の調査を実施するものとする。

* + 1. 訪問督促（年２回実施）

　　　　　　　居所が明らかである債務者について、訪問督促を実施するものとする。

* + 1. 債務者からの苦情等への対応

　　　　　　　上記①～④の業務について、債務者及び債務に関する関係者より苦情が発生した場合、委託事業者にて対応を行うものとする。

* + 1. 回収した受託債権の安全な保管及び当院への引き渡し

　　　　　　　債権を回収した場合、当院へ引き渡すまでの安全に管理を行うものとし、毎月末時点までに回収した債権については翌月２０日までに引き渡すものとする。

* + 1. 債務者及び債権に関する各種データの管理

　　　　　　　契約締結時に提供する「委託未収金一覧表」について、（２）報告書作成・報告に係る業務と併せ、各項目のデータ更新を適時行うものとする。

（２）報告書作成・報告に係る業務

①定期報告事項

　　毎月末時点における以下の内容を記載した報告書を翌月１０日までに作成し、電子媒体により当院へ報告を行うものとする。

　　　　　ア　債務者ごとの入金状況（委託費の額の積算を含む）

　　　　　イ　債務者ごとの対応状況（債権納付の交渉経過、債権回収履歴、相続人や居所、社会的弱者の判定等の調査事項の証拠資料及び記録、苦情発生状況等）

ウ　債務者ごとの訪問督促履歴

　　　　　エ　毎月の交渉手段別件数（架電件数、文書送付件数、訪問督促件数）

②適時報告事項

　　　　　委託した債権が回収不能であることが明らかとなった場合、戸籍・住民票等の証拠書類及び調査記録を添付し、回収不能報告書を提出するものとする。

**６．委託料（委託請負事業者へ支払う成功報酬）**

（１）委託料の算出

**委託料は、原則、本委託事業により回収した各月の債権額に、成功報酬率を乗じた額を支払うものとする。（委託料算出の結果、円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。）**

（２）委託料の支払方法

　　　　　　本仕様書添付の「別紙」のとおりとする。なお、当院への振込手数料は、委託請負事業者が負担するものとする。

**７．その他の留意事項**

（１）委託請負事業者は、当院と緊密な連携により、業務遂行を行うものとする。

（２）当仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、当院と委託請負事業者の双方が協議して定めるものとする。

（３）委託請負事業者は、本委託業務で知り得た内容については「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行い、業務委託期間及び業務委託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

委託未収金一覧

甲は、令和　年　月　日付「沖縄県立八重山病院　医業未収金回収等業務委託契約書」に基づき、別紙リスト（電磁的リスト含む）に記された未収金の回収・管理を乙に委託します。

　和解に至る場合、未収金を下回らない範囲内で、毎月の分割金や弁済期間などの和解内容については、乙に一任します。

　　　令和　　年　　月　　日

甲（業務委託者）　　住　所　沖縄県石垣市真栄里584番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　商　号　沖縄県立八重山病院

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　院長　篠﨑　裕子　㊞

乙（業務請負者）　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　商　号

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

（別紙）

医業未収金回収業務内容及び委託料について、以下の通り定めるものとする。

|  |
| --- |
| １．委託料（業務請負者へ支払う成功報酬{消費税別｝} |
| ・委託料：委託対象金額うち回収した債権額×成功報酬率３５％※成功報酬率は、委託請負事業者が入札書に記載する成功報酬率とし、本委託契約時点をもって確定とする。※分割和解時の報酬は、本契約時の未収金定義に従い、分割入金額に成功報酬率を乗じて決定する。※未収金の定義は、甲乙協議により決定することができる。※和解金額においては、甲から提出された債権残高を基本とし、この債権残高を下回る和解を行う場合は、甲の承諾を得ることとする。※一括和解、分割和解の実施については、甲乙協議により決定する。※乙の提案によらず、甲の依頼に基づき法的回収を実施する場合は、甲から乙に事前に通知することとする。※社会的弱者の判定は、乙にて行い、その判定理由を添えて甲に報告する。※成功報酬について、乙が業務受託後に、直接甲に入金となった場合も対象とする。※甲は、本契約終了時、和解後残高に対して、本契約**終了後1ヶ月以内**の入金額については、成功報酬を乙に支払う。 |
| ２．回収債権の支払方法及び支払い先・支払時期について |
| ・乙は、甲が指定する口座へ、毎月末日締めにて翌月２０日までに、医業未収金の回収による乙の預り金全額を振り込む。なお、振込手数料は乙が負担するものとする。・甲は、委託料の支払いを請求書受領後３０日以内（金融機関が休業日にあたる場合は翌営業日）に乙へ支払うものとする。（甲が指定する口座）銀 行 名：　　　　　　　　　　口座種別：　　　口座番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　口座名義：　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙が指定する口座）銀 行 名：　　　　　　　　　　口座種別：　　　口座番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　口座名義：　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |